

第1回門真立市民公益活動支援センター
指定管理者候補者選定委員会会議録

1. 開催日時 平成27年8月26日（水）午後2時30分から午後4時15分まで
2. 開催場所 門真市役所別館3階 第3会議室
3. 出席者 （委員）直田委員長、土山副委員長、三浦委員、井出委員、森本委員
（事務局）小野地域活動課長、文能地域活動課長補佐、
脊戸地域活動課主査、寶來地域活動課係員
4. 内容 開会、委員・事務局職員紹介
委員長・副委員長選出、会議の公開・非公開決定、会議録公開方法の決定
募集要項等説明、書類審査方法説明
書類審査、休憩（集計）
審査結果の報告、閉会
5. 傍聴定員 -（非公開のため）
6. 担当部署 （担当課名）市民生活部 地域活動課
（電話）06-6902-6034（直通）
7. 会議録

【事務局】

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第1回門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。

私は、司会進行をさせていただきます、地域活動課長の小野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして委員の皆様をご紹介させていただきます。

公認会計士・税理士の井出久美委員でございます。

特定非営利活動法人NPO政策研究所理事長の直田春夫委員でございます。

龍谷大学政策学部教授の土山希美枝委員でございます。

大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員の三浦純一委員でございます。

私ども門真市市民生活部長の森本訓史委員でございます。

続きまして、市側の出席者をご紹介させていただきます。

事務局地域活動課の脊戸でございます。

同じく地域活動課の寶來でございます。

よろしく願い申し上げます。

それでは、まずお手元の資料の確認をさせていただきます。

第1回門真市立市民公益活動支援センター指定管理者候補者選定委員会議事次第
各委員のお名前を記入させていただいております、第1次審査評価個表

資料1 1次審査予定表

資料2 席次表

資料3 選定委員会委員名簿

資料4 審議会等の会議の公開に関する指針の抜粋

資料5 門真市情報公開条例の抜粋

資料6 指定管理者指定申請者一覧

資料7 第1次審査評価基準表

資料8 価格点算出方法

それと併せまして、本日ご持参いただいていると存じますが、

指定管理者の募集要項

別紙支援センター概略図

管理運営業務仕様書

指定管理者募集要項関係条例等

指定管理者募集要項様式集

2団体からの指定管理者指定申請書一式の以上でございます。資料はお手元に揃っておりますでしょうか。

そうしましたら、早速案件に移らせていただきます。

まず、「委員長・副委員長の選出」を議題とさせていただきます。

門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第9条第2項の規定におきまして、委員長、副委員長を互選で定めることとなっております。選出にあたりまして、いかがいたしましょうか。

【委員】

本日の目的であります、選定の対象がNPOということ、また、事業の目的も公益活動の促進という内容になっておりますことから、委員長には、NPO政策研究所理

事長の直田委員を、副委員長には、龍谷大学教授で公共政策論を専門にされておられます土山委員が適任かと思います。

【事務局】

ただいま〇〇委員より、委員長に直田委員を、副委員長に土山委員をとのご推薦がありましたがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

【事務局】

ありがとうございます。それでは、委員長を直田委員に、副委員長を土山委員に決定させていただきたいと存じます。直田委員長におかれましては、正面の席に移動をお願いいたします。

それでは委員長にご就任にあたりまして一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

【委員長】

只今指定管理者選定委員会委員長に選任されました直田でございます。よろしくお願いいたします。今日は大変暑い中、お集まりいただきありがとうございます。また、今日を含めて2回の選定委員会がございますが、市民公益活動支援センターということもあり、我々には身近な施設ですので、厳正に選定の責務を、土山副委員長とともに果たしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、今後の議事の進行を、直田委員長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

【委員長】

それでは、議事次第にのっとりまして議事を進めていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

案件の2、「会議の公開・非公開」についてを、まずは議題とさせていただきます。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

本市におきましては、お手元資料の4でお示ししています「審議会等の会議の公開に関する指針」によりまして、会の長が会議に諮りまして、公開・非公開を決定していただくこととなっております。

事務局の提案でございますが、一つには、率直な意見交換が損なわれ、審議・調査に影響があり、会議目的が達成されないおそれがある。また、一つには申請団体の信用に関する情報の公開により、利益を害するおそれがある。

という2点の理由から、審議会等の会議の効果に関する指針第3条に基づき、非公開とすることが望ましいと考えております。

以上でご説明とさせていただきます。

【委員長】

はい、ありがとうございます。それでは、今の事務局の提案どおり本委員会にしては、非公開ということで進めさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょう。

(異議なしの声あり)

それでは、非公開ということで確認させていただきます。続きまして、本会議の会議録について事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

本委員会の会議録につきましては、「門真市情報公開条例」に基づきまして、不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承ください。

会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上で、全文筆記で作成とさせていただきます。会議録は作成次第、各委員にご提示をさせていただきます。以上でございます。

【委員長】

はい、これについて何かご質問等ございませんか。

【委員長】

全文筆記ということは、議会の議事録のように逐一細かいところまで、記録されるということですか。

【事務局】

はい、そういう形で進めさせていただくことにしております。

【委員長】

そうですか、それはご苦労様です。はい、分かりました。よろしいでしょうか皆さん。それでは、次に指定管理者の公募にあたって、施設の概要及び募集について事務局からご説明をお願いします。案件の4以降ですね、お願いします。

【事務局】

門真市立市民公益活動支援センターの設置目的は、公益活動を支援・促進することにあります。

センター内の施設の概要でございますが、個人や団体からの公益活動に関する相談を行う「相談室」、印刷機や紙折り機等を設置する「作業室」、会議や研修等を行う3つの「会議室」、講義・ワークショップなど多目的な利用が可能な「セミナー室」、公益団体に貸し出す10の「事務ブース」、公益活動を志向する個人や団体同士の交流や情報交換の場として活用いただく「フリースペース」を設置しております。

指定管理者の業務は、本施設の管理運営、市民公益活動の支援を行うための業務、市と公益活動団体との触媒の役割を果たすための中間支援組織としての協働コーディネート事業となっております。

運営にあたりましては利用料金制を導入し、指定管理者が利用料金を自らの収入とすることといたしております。毎週木曜日と年末年始休館日として、開館時間は午前9時から午後9時半までとしており、自主事業として市民公益活動を促進するための事業の実施も含めて企画提案いただくことを盛り込みまして募集をいたしております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。この施設につきましては、多分前もってお手元にパンフレット等が行き渡っているかと思imasるので、それをご参照いただいたらと思います。

実は私も、大阪の箕面市の市民活動センターの指定管理者である市民活動フォーラムのおという、NPOの代表をずっとしておりまして、2年前に交代したんです。

そういった意味で同じような施設でもあると思imasるので、これまでの経験がござimasるので、そのような知見も盛り込んで、審議等していきたくと思imas。

それでは、今のご説明について何かご質問などござimasませんか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは次に「選定の進め方」について確認したいと思imasるので、事務局から説明をお願い致します。

【事務局】

それでは、「選定の進め方」についてご説明申し上げます。

本年6月8日から、同30日までの間、市ホームページなどで、募集要項等の配布、7月2日の現地説明会、応募登録、応募に関する質問を経まして、今月3日から7日まで、センターの指定管理者の申請を受け付けましたところ、お手元にごimas2団体から申請がありました。

第1次審査の手順ですが、このあと選定の基準等の確認をいただいたのち、第1次審査として午後3時50分まで提出された書類に基づきまして、採点いただきます。

以上で、選定の進め方についての説明を終わらせていただきます。

【委員長】

ありがとうございました。今のご説明で、何かご質問とかご意見等はござimasませんか。よろしゅうござimasか。ありがとうございます。

【委員長】

ところで、公募にあたって、応募団体から質問なり、それに対する回答なりをされ

たんでしょうか。

【事務局】

質問書をお受けいたしまして、回答をさせていただいております。

【委員長】

今日はそれを資料としていただいておりますか。特段ないですかね。

【事務局】

申し訳ございません。各委員のお手元にはお渡しはしてないんですけども。

【直田委員】

どんな質問が出たかぐらい教えていただけますか。すぐ出れば。

【事務局】

承知いたしました。審査が始まるまでに、ご用意をさせていただくようにいたします。

【委員長】

お願いいたします。次に「審査基準」について確認したいと思います。応募団体からの申請書類が、事前に配られたと思いますが、これから審査をいただくわけですけども、具体的な審査の基準については事務局より説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

お手元にお配りいたしております、各委員の名前を記入しました「第1次審査評価公表」、資料7「第1次分審査評価基準表」、資料8「価格点算出方法」をご覧ください。

「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第4条第1項に規定する選定基準に基づき、施設の設置目的や特性を勘案して、選定項目や内容・配点を設けております。また、本施設の設置目的達成に対する考え方、地域に根ざした

協働推進への取り組みに対する考え方などを項目に加えております。

評価項目(7)「指定管理料の額」につきましては、申請団体の指定管理料申請額から、資料7「価格点算出方法」に基づいて算出しました得点をあらかじめあてはめております。

また、(13)「申請団体の経営状況」につきましては、財務に関する専門的な知識を必要といたしますことから、公認会計士・税理士の井出委員の採点を委員全員の個表の配点として採用いただくことを考えております。

審査結果の記入は、第1次審査評価個表の様式に、評価項目ごとに6段階評価を表すA、B、C、D、Eのアルファベット又は0をご記入いただきますようお願いいたします。

「A」は大変良い、「B」は良い、「C」は普通、「D」は劣る、「E」は大変劣る、また、「0」は評価に値しないとしてご記入いただきたいと思います。

このA～Eは、選定項目ごとに設定した配点に、評価によりAは1を、Bは0.8、Cは0.6、Dは0.4、Eは0.2をそれぞれ乗じた上で算出した後、事務局が全体を集計いたします。

得点につきましては、各委員さんが200点満点といたしまして、各委員の合計点1000点満点としたいと考えております。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。今説明のありました個表は今日配られております。それから第1次審査評価基準表、価格点算出方法も配布されております。

それぞれを参考にとということですが、先ほど説明ありましたように指定管理料に関しましては、もう計算式によってあらかじめ、この表の中に30と29という数字が書き込まれておるようです。審査基準は(1)から(18)まであるわけですが、これも含めて、何かご質問なりご意見がございましたら伺います。

【委員長】

よろしゅうございますか。この審査基準は、門真市で通例として採用される審査項目となっているようで、一部分は各施設の特性に合わせた審査項目になっているのではないかと思います。

それでは、このあたりで審査に入るということで、手元の評価個表に書いたらよいわけですね。表の左右2つの行がございますので、あいまち門真ステーションとみんなのかどま協議会と2つの列がありますので、そこに、それぞれのご判断をA・B・C・D・Eで書き込めばよろしいですね。

【事務局】

または0でご記入いただければ結構でございます。

【委員長】

分かりました。それぞれの配点がA・B・C・D・Eで、それぞれ係数をかけていくということですね。だから、5点に対し評価がCでしたら5点×0.6で3点ということで、30点でしたら同じくC評価で30点×0.6で18点と、そのような計算で入っていくんですね。

【事務局】

はい。そういうことでございます。

【委員長】

よろしゅうございますでしょうか。

【委員】

確認いいでしょうか。2団体ということで、片方の、みんなのかどま協議会の方が、連合体であるわけですが、評価するにあたって、その連合体について、計画書に出ているところと、後ろでなにか支援しますよというところが見えてこないのですが。

【事務局】

基本的にはその計画書に基づきまして、その計画どおりに進行するために、それぞれ2つのNPOが強みを発揮されて実現をされるというふうに考えておりますので、基本は、提出していただいております様式の部分の行動計画書の方ですね。こちらの方は、もう達成していただけるもんだという形で、ご参照いただければ結構かという

ふうに思っています。

【委員】

私の場合は、経営状況のところを、評価させていただきますが、この3つのうち表に出ている、みんなのかどま協議会は、まだ結成されてそんなに間もないわけです。そこだけの評価しようとする、全然評価に値しないような状況なんですね。そのため、構成されています2団体の経営状況の評価した内容をみると考えていますが、それでよろしいですか。

【事務局】

はい、おっしゃっていただいておりますように、あくまでも個々のNPOの財務状況を見ていただきまして、評価していただければ結構でございます。

【委員】

2つで組んでいるところは、連帯責任ですよ。これは完全に、そういう理解でよろしいんですよ。

【事務局】

はい。それぞれの方から委任状は出てきてございますので、それぞれのところの団体が、責任をとっていただけるものというふうに認識をしていただければ結構かと思えます。

【委員長】

はい。ありがとうございます。今、この募集に関する質問と、それに対する市の回答が配られましたが、今すぐに読んでどうこうということはないですけども、何か今回の審査に関係しそうな質問とかありましたでしょうか。

【事務局】

今回の部分についてでございますけども、基本的には私ども施設に対する考え方という部分もあったんでございますけども、どちらかと言いますと、全体的な問題が多

かったというふうに認識をいたしております。

特に、審査のときにご注目いただくとしますと、6ページのところでですね様式第2号施設事業計画書の作成についてということで、そちらの項目をまとめている部分で、その他の部分についてのところが、特に審査には影響する可能性があるのかなというふうに思っております。

回答内容は、両方の団体から質問票として出されたものをまとめたものでございます。これが、募集要項や業務仕様書に含めますということを回答書に明記しておりますので、募集の内容の一部というふうに認識になります。事前に配付ができていなかったことをお詫びいたします。よろしくお願いいたします。

【委員長】

はい、ありがとうございます。それでは、審査の中で関係しそうなところをご覧になっていただいて、参考にさせていただいたらと思います。もしくは、この中で分からないことがあれば、お手を挙げて質問をしていただいても、結構かと思います。

それでは、予定としては、15時50分、今から1時間もありませんけど、まあ最長ということで、皆さんの結果が出そろったというところまでということでよろしいですね。

それぞれ表に書き込んでいただくということをお願いしたいと思います。新たにこの表に転記していただくということをお願いしたいと思います。それじゃ評価をお願いいたします。

(書類審査)

【委員長】

評価が終わったようですので、事務局の方で回収して集計をお願いいたします。

集計が行われます間しばし休憩といたします。よろしくお願いいたします。

(休憩・集計)

【事務局】

それでは第1次審査の結果につきましてご報告をさせていただきます。

みんなのかどま協議会が773点。特定非営利活動法人あいまち門真ステーション747点。以上でございます。

【委員長】

はい、ありがとうございました。こういう結果になったということですが、最終結果ではまだございませんので、再来週のプレゼンテーション審査を経て、最終的にこの点を合計した総合点で最終結果を出すということになるかと思えます。

第2次審査でありますプレゼンテーションの進め方等について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

たいへんお疲れ様でした。ありがとうございました。次回でございますが、すでに通知をさせていただいておりますが、9月9日水曜日午後2時30分から本日と同じこの場所で第2回選定委員会といたしまして、応募団体によりますプレゼンテーション審査を開催したいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

【委員長】

再来週のプレゼンテーションを聞いて、最終的にこの委員会としての結論を出したいと思えますので、ひとつよろしくをお願いいたします。何かございませんでしょうか。ないようでしたら、本日の委員会はこれで終了させていただきます。皆さんどうもありがとうございました。